

『裁判官も人である』

2020年02月13日

私は、現在進行中の公判を含め、5件の裁判の原告団に加わってきた。支援した裁判、関心を持って注視してきた裁判も多々ある。ジャーナリスト岩瀬達哉氏が『裁判官も人である 良心と組織の狭間で』を上梓している。「あとがき」に下記のように書いている。「義務教育で教わる三権分立のトライアングルにおいて、裁判所の機能と役割は、立法府と行政府の権力の乱用を牽制し、国民の基本的な人権を守り、その自由を擁護することにある。だが現実の裁判所は、国民の側に立つことよりも国の統治権行使の一機関として、公権力の利益を優先しているのではないかという疑問である。」私も、この疑問を持ち続けてきた。そして、百人を超える裁判官への取材から、彼らの実態を報告した『裁判官も人である』によって納得させられ、裁判所と裁判官の現実を見せられた思いである。「帯」には、「出世欲、プライド、正義感、情熱 … 生々しい感情が渦巻く裁判官の世界。これまで固く閉ざされていたその扉を、粘り強い取材が、初めてこじ開けた」と書いている。

裁判官は人を裁く責務と国の政策を変更しうる権力を与えられている。だから、裁判官には、高い知性と良識、深い教養による判断力が求められている。その裁判官は最高裁を含む全国598ヶ所の裁判所に3,060人が配置されている。司法行政に携わる人を除いて、実質2,910人が諸々の事件を審理し、判決を下している。裁判官は極めて小さな集団である。初任給は600万円くらいで、右席や左席でない真ん中に座る地方裁判所の裁判長は、「判事3号」と言われ、年収が2,000万円くらいになり、達成感を得られる地位であるという。裁判官の実態は、国民からは極めて見えづらい。それは、彼らが社会的発言や行動をしないように厳しく規制され、ブラックボックス化しているからである。ドイツの裁判官たちは市民運動の集會に出席し、発言もすると聞いた。日本では考えられない自由が保障されている。裁判官を目指す人たちは優秀な人材で、弱者の人権を守り、民主化と平和を実現する志を持っているに違いない。その志を持ち続ける気骨のある裁判官もいる。しかし、上司の意向に反対する意見を出せば、昇進の道が閉ざされるピラミット型の頑強な構造に縛られているのが事実である。ヒラメ型の上目使いの裁判官が多いという。どの社会も出世のために、巧みに時流に乗る人はいる。原発の再稼働に関する裁判で、禁止と容認が繰り返され、上級審に行けば、容認判決が多くなる。ある裁判官は「良心に従って原発を止められるのは、定年退官か依願退官かは別にして裁判官を辞めると決めた時でしょう。でないと原発を停めた途端、裁判所での居場所をなくしてしまいますから」と言い、「司法は行政の一部ということですよ」とさえ言う人もいます。原発裁判を見ていて、本当に、そのことを実感する。

日本国憲法31条は「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と、死刑も、法律の定めによって、制度と認めている。一方、36条では「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と残虐な刑罰は許されていない。日本で行われている絞首刑に立ち会った人が『判例時報』に下記のように記している。「踏板が開落するや地下部分に宙吊りになり、首を基点にして身体がゆらゆら揺れる。その際、血を吐いたり失禁したりし、やがてその宙吊り状態のまま、死の断末魔のけいれん状態を呈する— それはまさに見るに耐えないものであり、人間の尊厳を害することこれに過ぐるものはないということを感じさせられるシーンである。」この残酷さを知りつつも、裁判官は、現行憲法に基づき死刑判決を出さなけれ

ばならない。その精神的重圧は大変なもので、岩瀬氏は、死刑判決文を起草する過程で、精神に変調をきたし、異常行動を起こして逮捕された事例もあり、死刑判決を書いた裁判官は、裁判官の席に着きたくない、判決文を読み上げる時、感情のコントロールが容易でないと報告している。先進諸国は死刑廃止が常識になっている。裁判官に異常な負担をかけないためにも、死刑制度は廃止すべきだと思っている。死刑制度に最も反対しているのは刑務官たちであると聞く。彼らは死に怯える死刑囚と日常的に付き合い、死刑ボタンを、複数官でとはいえ、押さなければならない。この精神的負担は耐え難いと聞く。どんな権力も命を奪う権限は持っていないとするのが当然である。

岩瀬氏は、裁判官たちの間で起こる様々な思想的な闘いを書いている。学識のある裁判官同士であるから、彼らの闘いは一筋縄ではない。出世と左遷に関する誇りと挫折の出来事がある。「良心と組織の狭間」で揺れる裁判官の心は、他の団体と変わることなく、人間味をさらけ出した争いに満ちている。有罪判決を出したが、再審裁判で無罪判決を言い渡す冤罪事件の事例も書いている。裁判所に人生を奪われた人々は取り返しのつかない犠牲を負い、その苦難は計り知れない。犯してもないのに死刑判決などを受けたら、どれほどの苦悩であろうか。被告は最後の味方だと思っていた裁判所で有罪判決を受け、社会からも犯罪人と見られるのであるから、寄って立つ場を失う。警察・検察は、事件の犯罪者を見つけなければならない。容疑者を探し出し、強引な取り調べで、自白を強要する。自白に基づき裁判は進行するが、巨大な権力の前では、被告は「借りてきた猫」である。裁判官も人の子、検察の立てた立証に飲み込まれてしまうことがある。犯した罪があるならば、それに相応しい償いが求められる。キリスト教は「罪の赦し」を福音の核心としているが、これは「社会的犯罪を放免」することではない。犯した罪に対しては、厳正な償いを科すことは当然である。私は、死刑を執行したら、償いができないのではないかと考えている。生かして、罪の重さを知らせ、償わせることが正義と公正ではないか。人を裁く立場にある裁判官の厳しさを思う。岩瀬氏は、高見から判断することを警告している。裁判官の知性と良心、そして、養われてきた人生経験が問われるのであろう。

2009年5月にスタートした「裁判員制度」には関心を持たざるを得ない。裁判員制度は、司法制度改革の一つであるが、国民に開かれた司法参加をもたらすものであった。しかしこれはあくまで建て前で、本音は別にあった。元最高裁判事は「死刑判決が再審で無罪になった事件が四件もあり、職業裁判官は何をやっているんだという話になりましたね。これが陪審裁判だと、国民が判断したことになるので、仮に再審で無罪になっても、批判の矛先が裁判官ではなく、陪審員になる、裁判官は批判をかわすことができる、という政治感覚です」と語っている。裁判官も人の子、批判を真正面から受けたくないという制度らしい。裁判員は素人であるから量刑判断は難しいと思うが、重い量刑が科せられる傾向にある。それは、被害者家族が被告に直接問い質す機会を得、そこで感情の高ぶりが現わされ、被害者的立場に傾いていくからだという。

裁判官は確固とした独立を保ち、職責を全うすれば、組織の統制は入りようがない。しかし、裁判官も弱さを持つひとりの人間であって、組織としてみた裁判所は権威に弱い。そして、人事権と予算査定権を立法府と行政府に握られている最高裁は、学校で習った「三権分立」を実践できない構造になっている。これが、岩瀬氏の結論のようで、残念としか言いようがないが、裁判官の良心に訴え、裁判を起こし続けるしかない。